

令和5年度答申第1号
令和6年5月1日

審査庁

東庄町長 岩田 利雄 様

東庄町行政不服審査会
会長 鈴木 庸夫

答 申 書

諮問番号：令和5年度諮問第1号（令和5年12月8日付け総第328号）
事 件 名：地方税法第294条及び町税条例第23条に基づく処分庁東庄町長
岩田利雄（町民課賦課徴収係扱い）による令和5年度町民税・県民
税税額決定処分に係る審査請求の件

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

東庄町長（以下「処分庁」という。）が地方税法（昭和25年法律第226号）第294条及び町税条例（昭和41年東庄町条例第19号）第23条に基づき行った令和5年度町民税・県民税税額決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人 XXXXXXXXXX（以下「審査請求人」という。）が提起した、本件処分のうち町民税に関する部分の取り消しを求める審査請求は棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和5年6月15日付けで行った本件処分について、審査請求人が、この処分は違法又は不当な処分である等と主張して本件処分のうち町民税に関する部分の取消しを求め審査請求をした事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

地方税法第294条第1項では、市町村民税は、同項第2号に規定している「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。

また、町税条例第23条第1項では、町民税は、同項第2号に規定している「町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、令和5年度課税資料の収集のため、■■■■税務署より入手した審査請求人の所得税青色決算書の写しにより、同決算書に住所及び事業所所在地が東庄町■■■■で、業種名は■■■■と記載されていることを確認した。また、審査請求人からの聞き取りにより、東庄町■■■■に事業所の存在、事業実施を確認した。審査請求人の住所については、■■■■年度軽自動車税課税時の申告書（■■■■年■■■■月■■■■日受付）記載の住所地により■■■■である旨、確認した。さらに、■■■■より取り寄せた審査請求人の令和4年度分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び令和4年度分所得税青色決算書の写しにより事業所所在地が東庄町■■■■である旨、確認した。以上の証拠から、処分庁は、審査請求人が、町内に事業所を有する個人で町内に住所を有しない者であるという事実を認定し、地方税法第294条第1項第2号及び町税条例第23条第1項第2号の規定により、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

- ・令和5年7月31日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、令和5年6月15日付けで処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

- ・令和5年8月7日、審理員が指名された。
- ・令和5年8月7日、処分庁に審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出について通知した。
- ・令和5年8月25日、処分庁より弁明書が提出された。
- ・令和5年9月4日、審査請求人に弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出について通知した。
- ・令和5年9月20日、審査請求人より反論書が提出された。
- ・令和5年9月22日、審査請求人に反論書（副本）の提出について通知した。
- ・令和5年9月25日、審理員より中小企支援事業の事業担当課（まちづくり課）に審理のために必要な書類の提出を依頼した。
- ・令和5年10月2日、処分庁に反論書（副本）を送付した。
- ・令和5年10月3日、中小企支援事業の事業担当課より書類が提出された。
- ・令和5年10月4日、審理員より審査請求人及び処分庁に質問書を送付した。
- ・令和5年10月26日、審査請求人より回答書が提出された。
- ・令和5年10月27日、処分庁より回答書が提出された。
- ・令和5年11月15日、審理員より審査請求人に審理手続の終結について通知された。
- ・令和5年11月16日、審査請求人より主張書面が提出された。
- ・令和5年11月30日、審理員より審理員意見書が提出された。
- ・令和5年12月8日、審査庁より東庄町行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問書を送付された。
- ・令和5年12月18日、審査請求人より主張書面が提出された。
- ・令和6年2月2日、第1回審査会において審議を行った。
- ・令和6年3月12日、第2回審査会において審議を行った。
- ・令和6年4月11日、第3回審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

<結論>

「中小企業支援事業の処分は、地方税法及び町税条例の規定による本件処分の基準とは別の基準による処分であり、中小企業支援事業の処分の基準と本件処分の基準とは関連性がないものであると考えられる。以上のことから本件処分は適法なものであり、信義誠実の原則に反してはならず、権利の濫

用にあたるものではない。

よって、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。」

1 審理段階における審査請求人の主張

処分庁は、本件処分の理由を東庄町の町内で事業をしている者であるためとしているが、審査請求人は、令和2年度中小企支援事業の東庄町中小企業再建支援金及び令和3年度同事業の同支援金が支給不該当となった。これは、東庄町が請求人を町内で事業をしているものと認めなかったというほかない。審査請求人は、東庄町から町内で事業をしていないとされた者なので、町内に事務所、事業所を有しているものではない。また家屋敷も有していない個人で町内に住所も有しない者であるから、本件処分は地方税法第294条及び町税条例第23条に違反しており違法である。

さらに、東庄町中小企業再建支援金事業においては、町内で事業をしていない者として支援金を受ける権利を認めずにいながら、一転して町内で事業をしているものとして納税の義務を負わせる本件処分は信義誠実の原則に反し、権利の濫用に当たる。

2 審理段階における論点整理

審査請求人は、本件処分のうち県民税に関する部分は争っていない。審査請求人が争っているのは、本件処分のうち町民税に関する部分のみである。処分庁は、審査請求人は、申告書類等により町内に事業所を有する個人で町内に住所を有しない者であることを確認しており、地方税法第294条第1項第2号及び町税条例第23条第1項第2号の規定により町民税の納税義務者等に該当する者であるとしている。

そこで、1つ目の論点は、地方税法及び町税条例の規定に基づき判断した場合において、町民税の納税義務者等に該当する者であるか否かである。

次に、審査請求人は、東庄町中小企業再建支援金事業において、町内で事業をしていない者として支援金を受ける権利を認めずにいながら、一転して町内で事業をしているものとして納税の義務を負わせる本件処分は信義誠実の原則に反し、権利の濫用に当たると主張している。

そこで、2つ目の論点は、中小企業支援事業については本件処分とは別の事業担当課（まちづくり課）の処分であるが、町が審査請求人を町内で事業をしているものと認めなかったために不支給となったかどうかという点である。また、本件処分の基準である地方税法及び町税条例の規定と中小企業支

援事業の基準に関連性があるか否かについて確認し判断する必要がある。

3 審理員意見の理由

- ・ 本件処分を行う基準のうち、県民税に関する部分の処分については審査請求人も争っていない。したがって、地方税法第24条第1項第2号に規定している「道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者」であることは認めている。
- ・ 処分庁から弁明書の添付書類として提出された申告書類等により町内に事業所を有する個人で町内に住所を有しない者であることを確認できる。
- ・ 中小企業支援事業の事業担当課より提出された書類により、東庄町中小企業再建支援金交付要綱第3条第1項に支援金の対象者の要件が規定されており、同条第2項にその他の除外規定があることが確認できる。
- ・ 東庄町中小企業再建支援金は東庄町商工会に業務委託されており、申請書は商工会で受理する内容となっている。受付記録には受付状況、経過が記載されており、不交付となった者について記載されている。しかし、審査請求人の申請が受理された記録はない。
- ・ 審査請求人は、東庄町中小企業再建支援金の支給対象者に該当し、支給要件を全て満たし、不備なく申請したと主張しているが、審査請求人が主張する支給対象者、支給要件について審理員より質問したところ、申請書提出時に何の指摘もなく受け付けられたことによるとのことであった。また、申請書類の写し等の関係書類は、令和5年のゴールデンウィーク頃に廃棄しており提出は不可能であるとのことである。審査請求人は令和5年4月17日の課税担当者からの問い合わせの後に書類を廃棄したこととなる。
- ・ 東庄町中小企業再建支援金の申請に係る時系列、支給不該当の電話連絡等は審査請求人の記憶によるものであり、ほかに確認できる資料はない。
- ・ 処分庁に、問い合わせ時の課税担当者の説明内容、説明時の相手方の主張、また、その主張への対応等について審理員より質問したところ、課税の根拠について説明し、東庄町中小企業再建支援金の支給不該当に係る相手方の主張に対しては事業担当課に確認し、一般論として東庄町内で事業を行っている場合であってもその他の支給要件があるため、その要件を満たされなければ支給に該当しない旨説明したとのことであった。(審査請求人は説明がなかった旨の主張をしている。)

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、本件処分の理由を東庄町の町内で事業をしている者であるためとしているが、審査請求人は、「令和2年度中小企支援事業の東庄町中小企業再建支援金及び令和3年度同事業の同支援金が支給不該当となった。これは、東庄町が請求人を町内で事業をしているものと認めなかったというほかない。審査請求人は、東庄町から町内で事業をしていないとされた者なので、町内に事務所、事業所を有しているものではない。又家屋敷も有していない個人で町内に住所も有しない者であるから、本件処分は地方税法第294条及び町税条例第23条に違反しており違法である。さらに、東庄町中小企業再建支援金事業においては、町内で事業をしていない者として支援金を受ける権利を認めずにながら、一転して町内で事業をしているものとして納税の義務を負わせる本件処分は信義誠実の原則に反し、権利の濫用に当たる。」と主張している。

2 処分庁の主張の要旨

令和5年度町民税・県民税課税決定通知書兼納税通知書は、地方税法及び町税条例に基づき課税を決定したものである。本件の課税根拠は、請求人の令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書により東庄町[REDACTED] [REDACTED]で事業を行っている申告内容と令和5年度課税前に、審査請求人に説明を行った際の聞き取りでも、東庄町の住所地に事業所が存在し、事業を実施していることを確認している。審査請求人は、申告書類等により町内に事業所を有する個人で町内に住所を有しない者であることが確認されており、地方税法第294条第1項第2号及び町税条例第23条第1項第2号の規定により町民税の納税義務者等に該当する者であり本件処分は違法ではない。審査請求人は、中小企業支援事業の東庄町中小企業再建支援金が支給不該当となったことにより、東庄町が審査請求人を町内で事業をしているものと認めなかったと主張しているが、これは中小企業支援事業の制度において判断された内容であり、これをもって東庄町が審査請求人を町内で事業をしている者と認めなかったということではない。課税決定の根拠は、請求人の申告に基づき地方税法及び町税条例の定めにおいて決定した処分であり、信義誠実の原則に反することや権利の濫用に当たるものではない。

第6 本件における争点

本件処分について、処分庁は、審査請求人が町内に事業所を有する個人で、町内に住所を有しない者であることを申告書類等により確認しており、地方税法第294条第1項第2号及び町税条例第23条第1項第2号の規定により、町民税の納税義務者等に該当する者であるとしている。

したがって、本件における争点は、町民税の納税義務者等に該当する者であるか否かについてであり、地方税法及び町税条例の規定に基づき判断する必要がある。

なお、審査請求人が主張する中小企業支援事業の事業担当課の措置は本件処分とは直接関連性のない別個の制度に係るものであり、判断の必要は認めないが、信義則ないし権利濫用の主張があるので、これらの点のみ付言するにとどめる。

第7 答申の理由

1 関係条文及びその趣旨

地方税法第294条第1項同項第2号において、市町村民税は「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者」に対しては均等割額により課する旨、規定している。

また、町税条例第23条第1項第2号では、町民税は「町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者」に対して均等割額により課する旨、規定している。

なお、均等割は、明治11年に創設された地方税「戸数割」を淵源としており、「戸数割」が昭和15年の税制改革で廃止となった後、市町村民税と位置付けられたものである。

均等割の趣旨は、実際にその市町村に居住していなくても、事業所等を所有し、利用することによって、当該市町村の防災・ごみ処理・水道事業・道路整備等の行政上の種々の応益関係を受けることになるため、その経費の一部の負担を求めるものであり、その負担を通じて、広く負担分任するという住民税の性格を端的に表すものである。

均等割の納付方法については一旦市町村に全額納付し、市町村から都道府県に都道府県民税分を納付する形式をとっている。

2 本件処分における事実認定

処分庁は、令和4年度分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び令

和4年度分所得税青色決算書の写しから、審査請求人が、町内に事業所を有する個人で、町内に住所を有しない者であるという事実を認定しており、関係書類からもこれらの事実を基礎づけることができる。なお、審査請求人もこの点については特に争っていない。

3 争点に対する判断

本件審査請求の争点は、第6で記載したとおりであり、下記のとおり判断する。

審査請求人は、千葉県内に事業所を有する個人で当該事業所を有する町内に住所を有しない者であることを認めており、東庄町内に事業所を有しており、住所は[REDACTED]であることを確認できる。

よって、審査請求人は、処分庁が本件処分の基準とする地方税法及び町税条例の規定に該当する者であり、本件処分は、適法なものと考えられる。

なお、審査請求人は、上記のとおり、中小企業支援事業に際して支援金を受給できなかったことから、町が行政上、町内に事業所の存在を認定していない旨を述べ、統一的な住所認定がなされていないことを以て、本件処分の違法を主張している。しかし、地方税法及び町条例に基づく本件処分と中小企業支援事業は本来別個の行政上の制度に基づく措置であり、法的にも両者の関連性を基礎づける根拠は存在しない。また住所地について町行政上もこれらを統一的に扱うべき法的根拠も特段の規定も存在しない。よって、審査請求人の信義則違反、権利濫用の主張はその前提を欠くものというべきである。

以上のとおり、処分庁が行った本件賦課決定処分に違法又は不当な点はないものと認められる。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る処分庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

東庄町行政不服審査会

会長 鈴木 庸夫

委員 飯田 佑介

委員 石川 さやか